

山口市の生活環境の保全に関する条例・規則
(太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理)

手引書

令和8年7月

山口市

この手引書は、「山口市の生活環境の保全に関する条例」及び「同条例施行規則」のうち、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条項について抜粋したものです。

【目次】

1. 目的	1
2. 定義等	2
3. 太陽光発電事業者の責務	6
4. 土地所有者等の責務	6
5. 事前協議	7
6. 周辺関係者に対する説明	8
7. 事業計画の届出	11
8. 工事完了の届出	13
9. 維持管理	14
10. 標識の設置	16
11. 事業区域への侵入防止措置	17
12. 異常発生時の対応	18
13. 事業の変更	20
14. 事業の廃止等	21
15. 助言及び指導	22
16. 勧告及び命令	23
17. 土地所有者への特例等	24
18. 適用除外	25
19. 違反の公表	26
20. 附則	27
21. 手続きの流れ	28
22. 太陽光発電設備の設置に関する関係法令・担当窓口	29

1 目的

条例	(目的) 第 1 条 この条例は、山口市環境基本条例(平成 17 年山口市条例第 128 号)に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。
----	---

■ 条例改正の目的

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入以降、太陽光発電設備は全国で、急速に拡大してきた一方、周辺環境や防災、地域住民等への配慮が不十分な太陽光発電設備の設置に伴う問題が増加してきました。

こうした中で、本市では、「再生可能エネルギーの普及促進」などの脱炭素に向けた取組を推進しつつ、市民が「安全安心で快適に暮らせるまちの実現」についても目指していくことが重要となります。

本条例の改正は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理についての必要な事項を定めることによって、再生可能エネルギーの普及促進と同時に、地域にお住いの皆様の生活環境の保全に配慮した形での太陽光発電事業の実施が確保されることを目的にしています。

2 定義等

条例	(定義) 第 2 条 この条例における用語の意義は、山口市環境基本条例の規定の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (3) 空き地 市街地(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をいう。)及び市長が特に認めた区域内において、人が居住している家屋の敷地として利用していない土地(耕作若しくは植樹地として利用している場合を除く。)その他規則で定める土地をいう。 (4) 不良状態 空き地が、規則で定める雑草の繁茂(枯草の密集を含む。)若しくは湿地の状態又は廃棄物等の投棄場の状態等として置きざりにされ、衛生、安全若しくは美観を損ない、火災、犯罪若しくは公害発生の原因となり、市民の生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態をいう。 (12) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。 (13) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の設置(設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。)をし、発電を行う事業をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置した太陽光発電設備による事業 イ 国及び地方公共団体が行う事業 ウ 営農型太陽光発電事業 エ 発電出力が 10 キロワット未満の太陽光発電設備で発電し、その電力を事業区域内又は事業区域と隣接した場所で、専ら自家消費の用に供する事業 オ その他市長が認めた事業 (14) 周辺関係者 太陽光発電事業の実施に伴って生活環境に影響を受けると認められる者であって、規則で定めるものをいう。 (15) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。 (16) 営農型太陽光発電事業 農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条第 2 項の営農型太陽光発電設備により発電を行う事業をいう。 (17) 太陽光発電事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
-----------	---

規則	(定義) 第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。 (空き地の市長が特に認める適用区域) 第 3 条 条例第 2 条第 3 号の市長が特に認めた区域とは、おおむね次の各号のいずれかに該当する区域とする。 (1) 市街地に隣接する区域 (2) 前号以外の区域で、条例第 2 条第 4 号に規定する不良状態の状況が著しく、かつ、その影響が付近住民に及ぶおそれがあると認められる区域 (規則で空き地と定める土地) 第 4 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める土地は、次のとおりとする。 (1) 野積場であって、土地面積が 30 平方メートル以上あり、かつ、当該土地に資材、廃材、土砂等を無がいの状態で集積しているもの (2) 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、屋根等の設備がなく、かつ、土地面積が 100 平方メートル以上あるもの (3) 休耕田 (4) 野井戸 (5) 野つぼ (雑草の繁茂等) 第 5 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める雑草の繁茂若しくは湿地の状態又は廃棄物等の投棄場の状態は、次の各号に定めるところとする。 (1) 雑草の繁茂 草、ささ類及びかん木の広がり が 30 平方メートル以上あり、かつ、それらの全部又は一部の地表からの長さが 30 センチメートル以上の状態にあるもの (2) 湿地の状態 当該土地が湿潤で蚊、はえ等の昆虫が発生する状態にあるもの (3) 廃棄物等の投棄場の状態 当該土地に廃棄物等が投棄されている状態にあるもの
----	---

	(周辺関係者) 第 5 条の 2 条例第2条第14号の規則で定めるものは、事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者、事業区域の敷地境界線からの水平距離が次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める範囲内に居住する者、その範囲内に区域のある自治会の代表者及び自治会連合会等の地域を代表する団体の代表者並びにその範囲内に水利権を有する団体の代表者又は個人とする。 (1) 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット未満の場合 100メートル (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット以上の場合(次号に掲げる場合を除く。) 300メートル (3) 太陽光発電事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項及び第3項に規定する第1種事業若しくは第2種事業又は山口県環境影響評価条例(平成10年山口県条例第37号)第2条第2項及び第3項に規定する第1種事業若しくは第2種事業に該当する場合 1キロメートル
--	---

■ 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール、それを支持する架台等)及び附属設備(パワーコンディショナーや接続箱等)をいいます。

■ 発電出力

発電出力は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値とします。

■ 事業区域

道路や水路などで分断されている場合でも、一体的に利用しているものは一つの事業区域とします。

■ 営農型太陽光発電事業

一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。

■ 太陽光発電事業者

個人や法人に関わらず、太陽光発電設備を用いて事業を行う者をいいます。

■ 周辺関係者

地域を代表する団体とは、自治会連合会や地域づくり協議会とし、地域の実情等に応じて、これらを組織する構成団体などをいいます。

3 太陽光発電事業者の責務

条例	(太陽光発電事業者の責務) 第 35 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例の規定を遵守するとともに、良好な生活環境の保全及び地域との共生のために必要な措置を講じなければならない。 2 太陽光発電事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
----	--

■ 関係法令の遵守

事業者は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令(再エネ特措法、電気事業法など)を遵守すること。設備の出力や設置場所によって、関係する法令が異なることが考えられるので、事業者の責任において、法令を所管する行政機関に問い合わせをして、手続きが必要か否かを事前に確認してください。

また、事業の実施に当たっては、次のガイドラインなどを確認の上、必要な措置を講じてください。

- ①「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」 資源エネルギー庁
- ②「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」 資源エネルギー庁
- ③「廃棄等費用積立ガイドライン」 資源エネルギー庁
- ④「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 環境省
- ⑤「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」 環境省策定

4 土地所有者等の責務

条例	(土地所有者等の責務) 第 36 条 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者は、当該事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。
----	---

■ 土地所有者等の責務

土地の所有者、占有者及び管理者は、当該事業区域を適正に管理するよう努めてください。

なお、土地所有者は、当該土地における太陽光発電事業者が破産その他の理由により、事業継続が困難と認められる場合や当該事業者の所在を確知できない場合は、当該事業者に代わり適正な維持管理等を行ってください。(条例第 49 条参照)

5 事前協議

条例	(事前協議) 第 37 条 太陽光発電事業を実施しようとする者(以下この節において「事業予定者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容について市長と協議を行わなければならない。 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業予定者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
規則	(事前協議) 第 43 条 条例第 37 条第 1 項(条例第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による協議は、太陽光発電事業に関する事前協議書(様式第 31 号)に、次に掲げる書類等を添えて提出することにより行うものとする。 (1) 事業区域の位置図 (2) 事業区域図及び周辺関係者の範囲が確認できる書類 (3) 現況写真 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■ 事前協議

事業予定者は、事業を実施しようと計画する早い段階において、市と協議を行ってください。

なお、用地を売買等により取得して事業を実施しようとする場合は、売買契約等を行う前に事前協議を行うよう努めてください。

事前協議の際には、太陽光発電事業に関する事前協議書(指定様式)に、規則で定める書類を添えて提出してください。(郵送、電子メール可)

なお、条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業を行う場合は、この事前協議を行う必要はありません。

6 周辺関係者に対する説明

条例	(周辺関係者に対する説明) 第 38 条 事業予定者は、前条の協議後、次条第 1 項の届出までに、規則で定めるところにより、事業区域の周辺関係者に対し太陽光発電事業の内容について説明会を行わなければならない。 2 周辺関係者は、前項の説明会を開催した事業予定者に対し、意見を申し出ることができる。 3 事業予定者は、前項の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
規則	(周辺関係者に対する説明) 第 44 条 条例第 38 条第 1 項(条例第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による説明会においては、次に掲げる事項を説明しなければならない。 (1) 事業計画の概要 (2) 関係法令(条例を含む。)の遵守に関する事項 (3) 事業区域についての所有権その他の使用の権利の取得に関する事項 (4) 太陽光発電事業に係る工事の概要 (5) 太陽光発電事業が周辺地域の自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容 (6) 太陽光発電事業者の関係者(主な出資者を含む。)に関する事項 (7) 太陽光発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 太陽光発電事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を説明会の開催を予定する日の 2 週間前までに、周辺関係者に対し、次の各号のいずれかの方法により通知しなければならない。 (1) 郵送又は個別訪問により書面を配布する方法 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める方法 3 太陽光発電事業者は、説明会の内容を録音及び録画により記録媒体に記録し、当該記録媒体を当該太陽光発電事業が終了するまでの間適切に保管しなければならない。

■ 説明会の内容

事業予定者は、事業計画の届出までに、周辺関係者に対し、説明会を開催してください。説明会では、設置工事の概要や関係法令の遵守など、適切な情報提供を行い、自然環境等に関する地域の懸念に対し、周辺関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な対応を行ってください。

なお、条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業を行う場合は、この説明会を行う必要はありません。

■ 開催案内

事業予定者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を開催予定日の2週間前までに、周辺関係者に対し、郵送や個別訪問による書面配布により周知してください。なお、自治会の回覧により周知を行う場合は、説明会の開催予定日の2週間前までに回覧を終える必要があります。

併せて、市ウェブサイトにおいても説明会の開催情報を掲載するため、「説明会開催情報(市HP掲載用)」を開催予定日の2週間前までに、市(環境政策課)へ提出してください。(郵送、電子メール可)

■ 開催日時・場所

日時については、夜間や土日、場所については、地域の集会所や近くの公共施設など、周辺関係者が出席しやすい日時、場所で開催してください。

■ 固定価格買取制度の認定事業の取り扱い

再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている又は受けようとしているもののうち、発電出力の合計が50キロワット以上のものは、(同法に基づき説明会を行うこととなっているため、本条例に基づく説明会の開催については、)対象外としますが、50キロワット未満のものは、本条例に基づき、説明会(※)を行ってください。

(※ 再エネ特措法で規定されている、ポスティング等による事前周知措置ではなく、説明会を行ってください。)

■ 記録

事業予定者は、説明会の内容を録音及び録画により記録媒体に記録し、当該記録媒体を事業が終了するまでの間適切に保管してください。

なお、録画の際は出席者のプライバシー保護のため、出席者の背面から行うなどの配慮をお願いします。

■ 質問等への対応

周辺関係者からの質問や意見の受付期間を2週間以上設け、その回答については、書面に対応してください。

7 事業計画の届出

条例	(事業計画の届出) 第 39 条 事業予定者は、太陽光発電設備の設置に係る工事に着手する日の 30 日前までに、太陽光発電事業に関する計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
規則	(事業計画の届出) 第 45 条 条例第 39 条第 1 項の規定による届出(以下「事業計画の届出」という。)は、太陽光発電事業計画届出書(様式第 32 号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1) 太陽光発電設備の位置図 (2) 現況平面図・縦断面図・横断面図及び現況写真 (3) 太陽光発電設備の配置計画図 (4) 排水計画平面図 (5) 太陽光発電事業に関する周辺関係者への説明記録(様式第 33 号) (6) 維持管理計画 (7) 条例第 44 条第 3 項に規定する保険に加入したことが分かる書類 (8) 条例第 46 条第 3 項に規定する費用の確保の内容が分かる書類 (9) 関係法令等遵守(手続)状況(様式第 34 号) (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 事業計画の届出を行うときまでに、前項第 7 号の書類を添えることができない場合は、条例第 40 条の規定による届出(以下「工事完了の届出」という。)を行うときに当該書類を添えて提出しなければならない。 3 市長は、事業計画の届出により、その事業計画が、他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町村長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知するものとする。

■ 事業計画の内容

事業予定者は、周辺関係者への説明会を開催した後、設備の設置工事に着手しようとする日の30日前までに市へ事業計画の届出を行ってください。届出の際には、太陽光発電事業計画届出書(指定様式)に加えて、規則で定める書類を提出してください。(郵送、電子メール可)

なお、条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業を行う場合は、この届出を行う必要はありません。

■ 保険に加入したことがわかる書類の提出

加入したことがわかる書類とは、保険証書の写しなど、保険(補償)の内容が確認できる書類とします。(第三者賠償保険、火災保険、地震保険)

なお、事業計画の届出を行うときまでに、保険(補償)の内容が確認できる書類を添えることができない場合は、工事完了の届出を行うときに、必ず添えて提出してください。

■ 処分費用の確保の内容がわかる書類の提出

金融機関との契約等で処分用の積立であるとわかる書類や事業者の予算・決算等の財務書類などを想定していますが、これらに限りませんので、内容が確認できる書類を提出してください。

■ 既存事業への適用

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事による太陽光発電設備による太陽光発電事業(既存事業)は、条例第39条の規定による届出があった事業とみなして、本条例の規定が適用されます。ただし、保険への加入及び処分費用の確保については、適用しません(令和8年3月13日改正、山口市の生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(平成17年10月1日条例第129号)附則第2条)が、保険へ加入すること、及び処分費用を確保することを妨げるものではありません。

8 工事完了の届出

条例	(工事完了の届出) 第 40 条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも同様とする。
規則	(工事完了の届出) 第 46 条 工事完了の届出は、工事完了後、速やかに、太陽光発電設備設置工事完了届出書(様式第 35 号)に、次に掲げる書類等を添えて行うものとする。 (1) 現況写真 (2) 前条第 2 項の規定による場合は、同条第 1 項第 7 号の書類 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■ 保険に加入したことがわかる書類の提出

事業計画の届出の際に、保険に加入したことがわかる書類を添えることができなかった場合は、工事完了の届出を行うときに、保険(補償)の内容が確認できる書類(保険証書の写しなど)を必ず添えて提出してください。

■ 既存事業における届出

条例の施行日(令和8年10月1日)前に設備の設置工事に着手した太陽光発電設備による太陽光発電事業(既存事業)について、当該既存事業の太陽光発電事業者は、令和9年3月31日までに工事完了の届出を行ってください。(郵送、電子メール可)(令和8年3月13日改正、山口市の生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(平成17年10月1日条例第129号)附則第3条)

9 維持管理

条例	(維持管理) 第 41 条 太陽光発電事業者は、良好な生活環境の保全上に支障が生じないよう、当該太陽光発電設備及び事業区域を自らの責任において適正に管理しなければならない。
----	---

■ 維持管理

事業者は、条例のほか、電気事業法をはじめとする関係法令や各種ガイドラインに従い、当該太陽光発電設備及び事業区域を適正に管理してください。また、事業区域からの資材及び残材等の飛散や、雑草の繁茂等による周辺の生活環境への影響が及ぶことがないようにするとともに、影響が生じた時は、速やかに適切な措置を講じてください。

なお、適正な管理が実施されているかを確認するために報告を求めることがあるので、保守点検及び維持管理の記録を保管しておいてください。

■ 具体的な対応(雑草繁茂への対策等)

原則、条例に基づいた対応を行ってください。

(良好な生活環境の保全上支障が生じないように適正に管理)

↓ その上で、条例第2条第3号(空き地)に該当すれば、空き地であるとも言えることから、雑草の繁茂については、次の対応が必要となります。

①用途地域及び隣接区域

草等の広がりが30㎡以上、かつ、地表からの長さが30cm以上の状態が置き去りに(放置)され、衛生、安全若しくは美観を損ない、火災、犯罪若しくは公害発生の原因となり、市民の生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態にならないようにしてください。

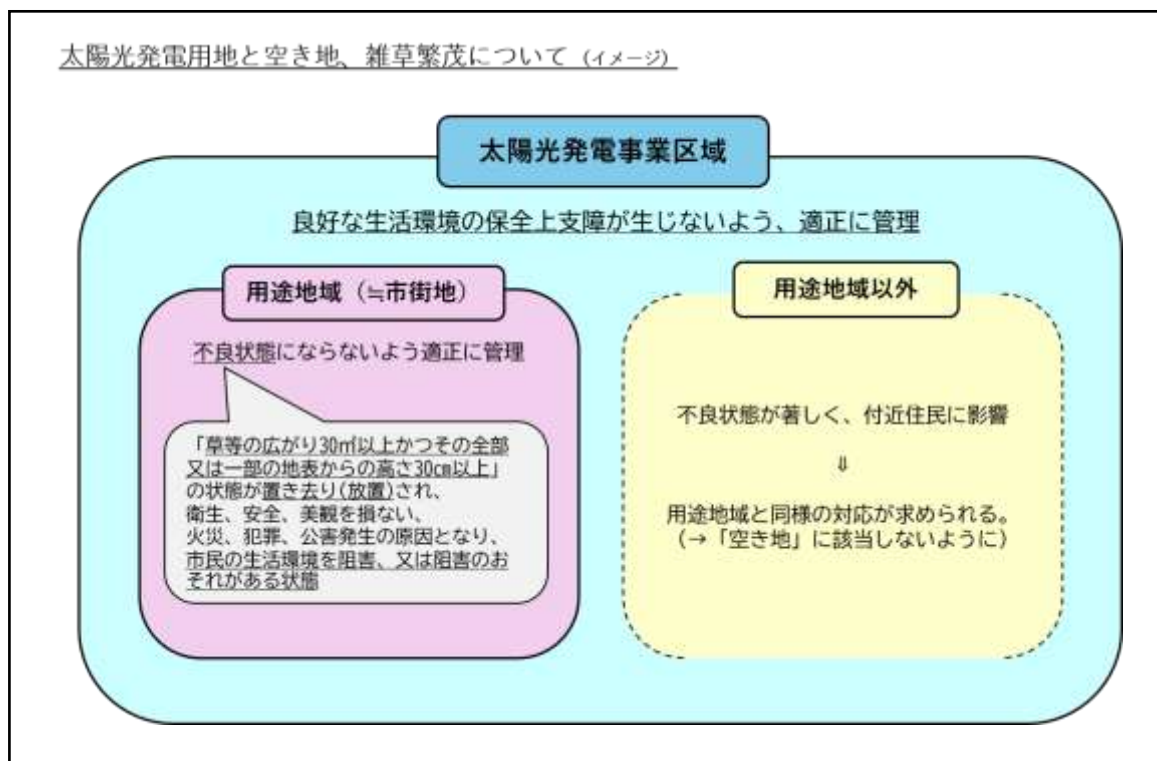
②①以外

基本的に、空き地に該当しないため、条例第41条に基づいた維持管理を行ってください。

ただし、不良状態(条例第2条第4号)の状況が著しくなった場合は、「空き地」として不良状態にならないよう管理する必要があります。

■ 既存事業における維持管理

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業についても、本条例の規定が適用されます。条例に基づいた対応(維持管理)を行ってください。



10 標識の設置

条例	(標識の設置) 第 42 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事の着手から当該太陽光発電設備の撤去までの間、事業区域の出入口付近等に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。
規則	(標識の記載事項等) 第 47 条 条例第 42 条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 太陽光発電設備の設置場所 (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計 (3) 太陽光発電事業者及び保守点検責任者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先 (4) 運転開始年月日 2 太陽光発電事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

■ 標識の設置

太陽光発電事業者は、設置工事の着手から当該設備の撤去までの間、所定の標識を設置してください。

ただし、再エネ特措法に規定する標識を設置している場合、新たに設置する必要はありません。

■ 標識の記載事項の変更

太陽光発電事業者は、標識に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じてください。

■ 既存事業における標識の設置

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業で、標識を設置していない場合は、速やかに設置してください。

■ 標識の規格

標識は、風雨等により文字が消えることのないように適切な材料を使用するとともに、強風等で標識が飛散しないように設置してください。

また、標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上とし、記載内容が誰でも容易に確認ができるようにしてください。

図 標識のイメージ

25 cm 以上	太陽光発電事業の設備		
	設置場所	山口市〇〇△△番地△号	
	発電出力	〇〇 kW	
	太陽光発電事業者	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
		住所	〇〇県〇〇市〇〇△△番地△号
		連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	保守点検責任者	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
		住所	〇〇県〇〇市〇〇△△番地△号
		連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
運転開始年月日	(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日		
35cm以上			

11 事業区域への侵入防止措置

条例	(事業区域への侵入防止措置) 第43条 太陽光発電事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないよう周囲へのフェンスの設置等の侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。
----	---

■ 侵入防止措置

第三者が太陽光発電設備に容易に近づくことができない場合を除き、設置するフェンス等は、容易に立ち入ることができない高さかつ容易に取り外しができないものとしてください。

■ 既存事業における侵入防止措置

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業で、フェンスの設置等をしていない場合は、速やかにフェンス設置等の侵入防止措置を講じてください。

12 異常発生時の対応

条例	(異常発生時の対応) 第 44 条 太陽光発電事業者は、設置した太陽光発電設備又は事業区域の土地に事故や災害による被害及び異常が発生した場合は、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、被害により影響を受けるおそれのある周辺関係者に周知しなければならない。ただし、規則で定める軽微な場合については、この限りでない。 2 太陽光発電事業者は、前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 3 太陽光発電事業者は、第 1 項に規定する被害及び異常が発生した場合に備え、太陽光発電設備の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電設備を撤去するまでの間、第三者賠償保険その他規則で定める保険に加入しなければならない。
規則	(異常発生時の対応) 第 48 条 条例第 44 条第 1 項ただし書で定める軽微な場合とは次に掲げるものとする。 (1) 太陽光発電設備本体又は附属設備の一部の故障等で、当該太陽光発電事業への影響が小さいと認められる場合 (2) 標識やフェンス等の一部破損等によるもので、当該太陽光発電事業への直接的な影響がないと認められる場合 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める場合 2 条例第 44 条第 2 項の規定による報告は、太陽光発電事業に関する異常発生等報告書(様式第 36 号)に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。 3 条例第 44 条第 3 項の規定による保険は、第三者賠償保険、火災保険及び地震保険とする。

■ 加入が必要な保険

事業者は、パネルの飛散や施設の崩落など事故や自然災害等に備え、他者へ損害を与えた際に補償される保険に加えて、一般的な事業継続のための保険(火災保険及び地震保険)に加入してください。

なお、設置する太陽光発電設備の規模や設置場所、周辺環境等は設備によりそれぞれ状況が異なることから、加入する保険の補償内容(保険金額)については、以下の基準(目安)を参考に、事業者が自ら判断してください。

保険の種類	保険金額(目安)
第三者賠償保険	1億円以上(※設備の規模や周辺環境等を踏まえ、事業者において判断すること)
火災保険	設備の取得価額＝初期投資額相当
地震保険	設備価額の30～50%程度

■ 既存事業における異常発生時の対応

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業についても、本条例の規定が適用されます。

ただし、保険に加入していない場合、新たに加えることは条例の適用外としていますが、加入することを妨げるものではありません。

13 事業の変更

条例	(事業の変更) 第 45 条 第 39 条に規定する太陽光発電事業に関する届出の内容を変更しようとする者は、当該変更が生じる日の前日又は当該変更に伴い生じる工事に着手する日の 30 日前のいずれか早い日までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 第 37 条、第 38 条及び第 40 条の規定は、前項の規定により計画の変更をしようとする者について準用する。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。
規則	(事業の変更) 第 49 条 条例第 45 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電事業変更届出書(様式第 37 号)に、第 45 条第 1 項各号に掲げる書類のうち変更のあるものその他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。 2 条例第 45 条第 2 項ただし書で規定する軽微な変更とは、周辺関係者の生活環境及び景観に影響を与えるおそれがない変更で、次に掲げるものとする。 (1) 事業区域の面積の縮小 (2) 太陽光発電設備の出力の縮小 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認める変更

■ 事業変更の届出

事業者は、事業計画の届出の内容を変更する場合は、太陽光発電事業変更の届出を行ってください。(郵送、電子メール可)

なお、届出は、当該変更が効力を生じる日の前日又は当該変更に伴い工事が生じる場合は、その工事に着手する30日前までのいずれか早い日までに行ってください。

その際、「事前協議」、「周辺関係者に対する説明会」、「工事完了の届出」も行う必要があります。

ただし、規則で定める軽微な変更に該当する場合は、「事前協議」、「周辺関係者に対する説明会」、「工事完了の届出」を行う必要はありません。

■ 既存事業における事業の変更

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業についても、本条例の規定が適用されます。

14 事業の廃止等

条例	(事業の廃止等) 第 46 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、当該太陽光発電設備の撤去完了後、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)の規定に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。 3 太陽光発電事業者は、前項に規定する適正な処分に充てるための費用を、積立その他の方法により確保しなければならない。
規則	(事業の廃止等) 第 50 条 条例第 46 条第 1 項の規定による届出は、当該太陽光発電設備の撤去完了後、速やかに、太陽光発電事業廃止届出書(様式第 38 号)に、撤去後の現況写真その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

■ 事業廃止の届出

事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、設備の撤去完了後、速やかに太陽光発電事業廃止の届出を行ってください。

■ 適正な処分に充てるための費用の確保及び確保状況の確認

事業者は、事業廃止後の太陽光発電設備の撤去及び適正な処分のための費用を積立その他の方法により確保してください。

なお、市は、事業者に対して、費用の確保が行われていることを確認するために財務書類等の提出を求めています。

■ 既存事業における事業の廃止等

条例の施行日(令和8年10月1日)の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業についても、本条例の規定が適用されます。

ただし、処分費用を確保していない場合、新たに(又は遡って)確保することは条例の適用外としていますが、確保することを妨げるものではありません。

15 助言及び指導

条例	(助言及び指導) 第 47 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業予定者及び太陽光発電事業者(以下次条において「太陽光発電事業者等」という。)に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。
規則	(指導) 第 51 条 条例第 47 条の規定による指導は、太陽光発電事業に関する指導書(様式第 39 号)により行うものとする。

■ 助言及び指導

市長は、本条例の施行に関し、必要があると認める場合に、事業者等に対して助言、指導を行います。

16 勧告及び命令

条例	(勧告及び命令) 第 48 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該太陽光発電事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (1) 事業予定者が、第 37 条第 1 項(第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による事前協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。 (2) 事業予定者が、第 38 条第 1 項(第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による周辺関係者に対する説明会を行わず、又は虚偽の説明等をしたとき。 (3) 太陽光発電事業者が、第 39 条、第 45 条及び第 46 条に規定する届出、適正な処分及び費用の確保を行わず又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 太陽光発電事業者が、第 41 条から第 44 条までに規定する適正な維持管理等を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与える恐れがあるとき。 (5) 前条の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。 2 市長は、太陽光発電事業者等が正当な理由なく、前項の規定による勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、当該太陽光発電事業者等に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができる。
規則	(勧告及び命令) 第 52 条 条例第 48 条第 1 項の規定による勧告は、太陽光発電事業に関する勧告書(様式第 40 号)により行うものとする。 2 条例第 48 条第 2 項の規定による命令は、太陽光発電事業に関する命令書(様式第 41 号)により行うものとする。

■ 勧告及び命令

市長は、本条例の規定に違反した場合など、事業者等に対して勧告を行い、勧告に従わない場合は、命令を行います。

事業者等は、勧告に対して対応できない正当な理由がある場合は、弁明書を提出してください。また、命令による処分に不服がある場合は、期限内に市長に対して審査請求等を行うことができます。

17 土地所有者への特例等

条例	(土地所有者への特例等) 第 49 条 次の各号に該当する場合は、土地所有者を太陽光発電事業者とみなして第 41 条、第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条並びに前条の規定を適用する。 (1) 破産その他の理由により太陽光発電事業者による太陽光発電事業の継続が困難と認められる場合 (2) 太陽光発電事業者の所在を確知できない場合 2 土地所有者は、太陽光発電事業者との太陽光発電事業に係る土地の利用に関する契約において、あらかじめ土地の原状への回復及びその費用負担に係る条項の設定、その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。
----	--

■ 土地所有者への特例等

条例第 36 条の規定により、土地の所有者、占有者及び管理者は、当該事業区域を管理する責任があります。本市では、事業者が破産その他の理由により事業の継続が困難と認められる場合や、事業者の所在を確知できない場合には、土地所有者を事業者とみなして、関係条項の規定を適用します。

18 適用除外

条例	(適用除外) 第 50 条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下次項において「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている又は受けようとしている太陽光発電事業については、第 39 条から第 41 条まで、及び第 45 条の規定は適用しない。 2 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている又は受けようとしている太陽光発電事業のうち、発電出力の合計値が 50 キロワット以上の太陽光発電事業については、第 38 条(第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 48 条第 1 項第 2 号の規定は適用しない。
----	--

■ 適用除外

再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の認定を受けている又は受けようとしている事業については、当該法による規定等を遵守することとなるため、本条例による規定(周辺関係者への説明会等)は適用除外とします。

ただし、周辺関係者への説明会については、発電出力の合計が 50 キロワット以上のもののみ適用除外とし、発電出力の合計が 50 キロワット未満のものは、本条例に基づき、説明会(※)を行う必要があります。

(※ 再エネ特措法で規定されている、ポスティング等による事前周知措置ではなく、説明会を行ってください。)

19 違反の公表

条例	(違反の公表) 第62条 市長は、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 13 条、第 20 条各項、第 25 条、第 48 条第 2 項、第 59 条各項若しくは前条第 3 項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき、又は第 11 条第 1 項の規定に違反して届出に係る開発行為をした者があった場合において、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。
規則	(公表の方法) 第 57 条 条例第 62 条の規定による公表は、次に掲げる事項を山口市公告式条例(平成 17 年山口市条例第 3 号)第 2 条第 3 項に規定する掲示場に掲示して行うほか、ウェブサイトへ掲載するものとする。 (1) 命令に従わない者又は開発行為をした者の住所及び氏名(法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) (2) 違反の状況 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

■ 公表の方法

命令を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の住所及び氏名(名称)、違反の状況などを山口市公告式条例第 2 条第 3 項に規定する掲示場への掲示や、ウェブサイトへ掲載する方法により公表します。

20 附則

条例	(施行期日) 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業(以下「既存事業」という。)は、この条例による改正後の第 39 条の規定による届出があった事業とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第 37 条、第 38 条、第 44 条第 3 項及び第 46 条第 3 項の規定は既存事業に係る太陽光発電設備について適用しない。 3 前項の規定により届出があったとみなされる既存事業の太陽光発電事業者に対する第 40 条の適用については、同項中「当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより」とあるのは「令和 9 年 3 月 31 日までに」とする。 (準備行為) 4 この条例による改正後の第 39 条及び第 45 条第 1 項の規定による届出並びに当該届出に必要なこの条例に定める事前協議その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
----	--

■ 既存事業における条例の規定の適用

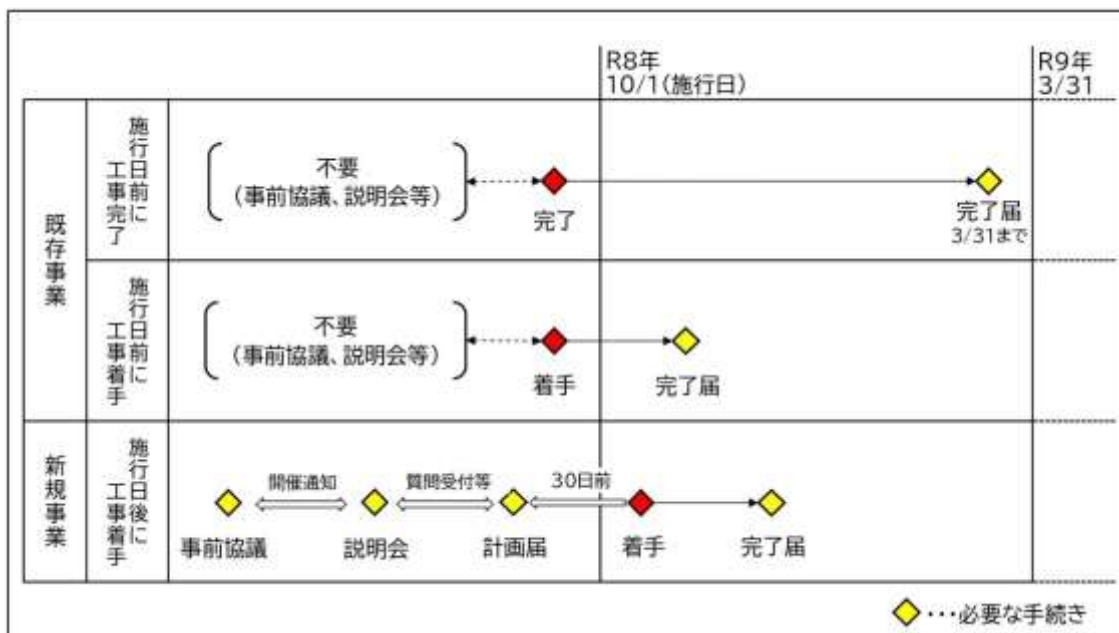
既存事業については、以下の規定は適用しません。

- ① 条例第 37 条（事前協議）
- ② 条例第 38 条（周辺関係者に対する説明）
- ③ 条例第 44 条第 3 項（保険の加入）
- ④ 条例第 46 条第 3 項（処分費用の確保）

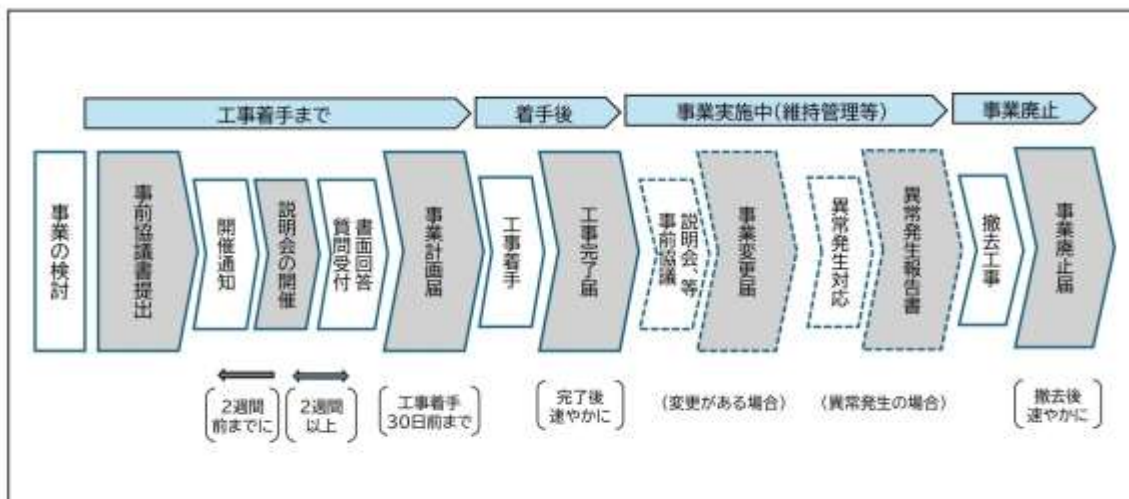
条例第 40 条(工事完了の届出)については、令和 9 年 3 月 31 日までに行ってください。

なお、本条例に基づく太陽光発電設備に係るその他の規定については、既存事業の事業者にも適用します。

■ 主な手続きに係る経過措置のイメージ図



21 手続きの流れ



22 太陽光発電設備の設置に関する主な関係法令・担当窓口

法令等	内容(要件等)	担 当
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引 ・都市計画区域:5,000㎡以上 ・都市計画区域外:10,000㎡以上	市開発指導課 開発指導担当 083-934-2846
都市計画法	開発行為の許可(※主に建築物の建築または特定 工作物建設の目的で行う土地の区画形質の変更) ・都市計画区域:1,000㎡以上 ・都市計画区域外:10,000㎡以上	市開発指導課 建築指導担当 083-934-2847
山口市の生活環境の 保全に関する条例	開発行為の届出(※主に建築物の建築または特定 工作物建設以外の目的で行う土地の形質の変更) ・市全域:1,000㎡以上	市開発指導課 開発指導担当 083-934-2846
急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律	急傾斜地崩壊危険区域内における開発行為等の 許認可	防府土木建築事務所 山口支所 維持管理課管理班 083-922-2797
砂防法	砂防指定地内における開発行為等の許認可	
地すべり等防止法	地すべり防止区域内における開発行為等の許認可	
景観法・山口市景観条 例	事前協議及び届出 《一般地域(景観形成重点地区を除く)》 ・太陽光発電設備の高さ:10m以上 ・パネル面積:1,000㎡以上 《景観形成重点地区》 ・設備規模に係関係なく全てのもの	市都市計画課 まちづくり推進担当 083-934-2831
農業振興地域の整備 に関する法律	農業振興地域農用地区域内の土地は、原則設置不 可	市農業振興課 農業企画担当 083-934-2714
農地法	農転用許可 ・登記地目もしくは現況が農地(田・畑等)の場合	市農業委員会事務局 農地担当 083-934-2882
森林法	・地域森林計画対象民有林における立木の伐採の 届出(市) ・地域森林計画対象民有林における0.5haを超え る林地開発行為許可(県)	市農林整備課 林業振興担当 083-934-2819 山口農林水産事務所 森林保全課 環境班 083-922-6700

法令等	内容(要件等)	担 当
文化財保護法	事前審査等 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で工事等を行う場合	市教育委員会事務局 文化財保護課 埋蔵文化財担当 083-920-4111
土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合の届出	山口健康福祉センター (山口環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班 083-934-2536
山口県立自然公園 条例	県立自然公園区域内における開発行為等の許可、届出	山口農林水産事務所 森林保全課 環境班 083-922-6700
山口県自然環境保 全条例	緑地環境保全地域内における行為の届出、自然記念物に関する行為の届出	
鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における開発等の許可	
環境影響評価法	・第一種事業:発電出力4万kW以上 ・第二種事業:発電出力3万kW以上4万kW未満	県環境政策課 環境アセスメント班 083-933-2933
山口県環境影響評 価条例	・第一種事業:面積100ha以上 ・第二種事業:敷地面積50ha以上100ha未満又は森林伐採区域面積20ha以上	
宅地造成及び特定 盛土等規制法	・宅地造成等工事規制区域内における一定規模を超える盛土等工事の許可 ・特定盛土等規制区域内における一定規模を超える盛土等工事の許可又は届出	【宅地】県建築指導課 開発審査班 083-933-3866 【特定】県森林整備課 林地保全班 083-933-3480
樺野川水系等の清 流の保全に関する 条例	事前協議 ・土砂等の埋立て等に供する区域の面積500㎡以上	市環境政策課 総務担当 083-934-2699